

学校法人藤田学園 藤田幼稚園父母と役職員会 会則

第1章 名称及び組織

第1条 本会は、藤田幼稚園父母と役職員の会（仮称PTA）と称する。

第2条 本会の会員は藤田幼稚園に在籍する園児の父母（又これに準ずる者）並びに本園の役職員をもって組織し事務所を本園に置く。

第2章 目的

第3条 本会は園児達がたくましい体力と豊かな知性を養い地域社会に貢献し得る人格を備え平和的文化的国民として幸福な生活を営めるよう、父母（家庭）と園（役職員）が一体となって園児の保育に責任をもち、相互に協力をなし園児教育の進歩向上を図りつつ福利厚生を推進することも目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は目的達成のために次の事業を行う。

1. 保育参観、新しい保育の研修講演、講話等教育振興に関する研修。
2. 園児の体育を奨励し体力向上と健康増進に努める。
3. 園の環境整備と視聴覚教育機器の充実を図るため積極的な支援をする。
4. 父母と役職員の親睦を図りレクリエーション等を行い、会員相互の福利厚生活動を活発に行う。
5. その他保育進行のため必要な事業を行う。

第4章 役員

第5条 本会は次の役員を置き任期は1年とする。但し再任は妨げない。役員に欠員を生じた時は補充しその任期は前任者の在任期間とする。

1. 会長1名・副会長若干名・監事2名・会計書記1名・地区役員とする。
2. 地区役員は町内毎に1名を原則とする。但し会員の増減により隣接町内と調整する事ができる。尚、教職員から1名役員とする。
3. 会長・副会長は前任の会長が推薦し役員会の承認を得て総会で決定する。
4. 監事及び会計書記は会長これを委嘱し総会へ報告する。

第6条 役員は次の任務を行う。

1. 会長は本会を総括し総会、役員会を司会し外部にたいし代表する。
2. 副会長は会長を補佐し会長が事故あるときはその任務を代行する。
3. 役員は本会の企画予算決算その他重要事項の議決並びに父母と役職員会の運営に当たる。
4. 監事は随時監査を行い、その結果を総会に報告する。
5. 会計は金銭の出納を正確に記録し会計監査を経て総会において決算報告する。
6. 書記は総会・役員会の議事を記録し各種会合の通知をする。

第5章 会 合

第7条 本会は運営上の会合を行う。

1. 総 会
2. 役員会

第8条 総会は本会最高決議機関で毎年1回定期的に開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第9条 総会の決議事項

1. 会務の報告
2. 役員の選任
3. 事業計画報告・予算決算
4. 会則の改廃
5. その他必要事項

第10条 役員会は必要に応じ会長が招集して企画立案運営を図る。

第6章 会 計

第11条 本会の会費は会費・寄付金等をもって支弁する。会費の額の決定並びに寄付金を求める場合は総会において出席者の過半数の同意を得なければならない。

- ① 本会の会費は月額次の通りとする。 一会員 300 円

第12条 本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 表 彰

第13条 役員及び会員であって本会に対し特に功績が顕著なる者。

2. 本会の運営に協力してその成績が優秀な町内。
3. 表彰する場合は役員会の決定により行うものとして時期方法について総会において行うを原則とする。

第14条 前条以外の事項が発生した場合は役員会において決定し行うものとする。

第8章 慶 弔

第15条 本会は会員及び園児に対し次の慶弔を行う。

1. 会員の死亡の場合・・・10000円
2. 園児の死亡の場合・・・5000円
3. 会員の災害・病気見舞い・祝儀等、あるいは学園内における慶弔については会長・副会長・会計書記（事務局）協議のうえ行う。

附則

本会は昭和52年4月1日から施行する。

附則

この会則は平成7年5月19日から施行する。第11条①の会費の引き上げ100円を300に改正。

附則

この会則は平成10年4月24日から施行する。第15条の慶弔金の値上げ

附則

この会則は平成14年4月30日から施行する。本会則の理事を役員へ・理事長を会長へ・理事会を役員会へそれぞれ語句の一体化を図る。

附則

この会則は平成23年4月14日から施行する。第4章役員第5条の1 副会長3名を若干名とする。